

新日本商品株式会社

(2007年版)

目 次

	頁
はじめに	1
主な記載事項について	1
1. 会社の概況	4
(1) 会社名等	4
(2) 会社の沿革	4
(3) 会社の目的	6
(4) 事業の内容（経営組織、業務の内容）	7
(5) 営業所の状況	9
(6) 財務の概要	9
(7) 発行済み株式総数	10
(8) 主要株主名	10
(9) 役員の状況	11
(10) 従業員の状況	13
2. 営業の状況	14
(1) 営業方針	14
(2) 当社及び当業界を取巻く環境	15
(3) 営業の経過及び成果（部門別、手数料収入、売買損益、売買高）	16
(4) 対処すべき課題	18
(5) 受託業務管理規則	19
(6) 外務員の登録状況	27
(7) 委託者に関する事項	27
(8) 苦情・紛争に関する事項	28
(9) 訴訟に関する事項	29
3. 経理の状況	30
(1) 貸借対照表	30
(2) 損益計算書	31
(3) 株主資本変動計書	32
(4) 個別注記表（貸借対照表、損益計算書関係）	33
(5) 監査に関する事項	37
(6) 財務比率（修正自己資本比率を含む。）	37

【はじめに】

本書は、平成 19 年 3 月期（平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、業務の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員 の 状況」	当社の役員 の 氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員 の 状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
「当社及び当業界を取巻く環境」	内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成 18 年度における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務等業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(* 「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品精算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額} (*)} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

(1) 会社名等

商品取引員名 新日本商品株式会社
 代表者名 代表取締役会長 島津 嘉弘
 所在地 東京都中央区銀座3丁目14番13号
 電話番号 03-3543-8181(代)

(2) 会社の沿革

当社は、昭和42年7月に商品取引所法が改正され、昭和46年1月から従来商品仲介人と呼ばれていた商品取引員が許可制に移行した会社であります。

年 月	概 要
昭和24年12月	繊維業として東京シルク株式会社を横浜市中区に創業。
昭和43年12月	東京都中央区日本橋浜町2丁目76番地に本社を移転。 (資本金1,000万円)
昭和44年 1月	商号を「新日本商品株式会社」に変更。
昭和46年 1月	東京都中央区日本橋堀留町に本社を移転する。 農林大臣(現・農林水産大臣)より、横浜生糸取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)生糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和46年 6月	農林大臣(現・農林水産大臣)より、東京砂糖取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)砂糖市場、前橋乾繭取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)乾繭市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和46年 8月	新宿支店開設。
昭和47年 1月	資本金を8,000万円に増資。
昭和49年 2月	資本金を1億円に増資。
昭和50年 1月	資本金を1億2,500万円に増資。
昭和50年12月	福島支店開設。
昭和51年 5月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京繊維取引所(合併により、現・東京工業品取引所)綿糸、毛糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和51年 6月	新潟支店開設。
昭和52年 4月	新宿支店廃止。
昭和52年 5月	群馬支店開設。
昭和54年11月	許可更新。
昭和57年11月	水戸支店開設。
昭和58年 3月	農林水産大臣より、大阪穀物商品取引所(合併により現・関西商品取引所)農産物市場及び神戸生糸取引所(合併により現・関西商品取引所)繭糸市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和58年 4月	大阪支店、姫路支店開設。
昭和58年11月	許可更新。
昭和59年12月	仙台支店開設。 福島支店廃止。
昭和60年12月	水戸支店移転。
昭和62年 6月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京工業品取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和62年11月	許可更新。
昭和62年12月	姫路支店廃止。
昭和63年 3月	新潟支店廃止。
昭和63年 4月	新宿支店開設。
平成 2年 7月	資本金を2億円に増資。
平成 3年 2月	群馬支店移転。
平成 3年 6月	資本金を3億円に増資。
平成 3年11月	許可更新。
平成 4年 7月	資本金を3億9,000万円に増資。
平成 6年 6月	〃 を4億4,600万円に増資。

月 日	概 要
平成 6年 7月	〃 を4億5,700万円に増資。
平成 6年12月	〃 を4億9,950万円に増資。
平成 7年 5月	〃 を5億6,585万円に増資。
平成 7年 8月	〃 を6億1,585万円に増資。
平成 7年11月	許可更新。
平成 8年 8月	新宿支店移転。
平成 9年 9月	水戸支店廃止。
平成 9年10月	渋谷支店開設。 東京工業品取引所毛糸市場の商品取引員受託業務の廃止。
平成10年 1月	農林水産大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
平成10年 3月	大阪支店移転。
平成10年 9月	関西商品取引所繭糸市場及び農産物市場の受託業務の廃止。
平成11年 6月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京工業品取引所石油市場の商品取引員の許可を受ける。
平成11年 10月	群馬支店廃止。 東京工業品取引所綿糸市場の商品取引員の受託業務の廃止。
平成11年11月	大宮支店開設。
平成12年 3月	渋谷支店移転。 東京穀物商品取引所砂糖市場の受託業務廃止。
平成12年 5月	仙台支店移転。
平成12年 6月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、東京工業品取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける。
平成12年10月	外国為替証拠金取引業務開始。
平成12年12月	通商産業大臣(現・経済産業大臣)より、中部商品取引所石油市場の商品取引員の許可を受ける。
平成13年 5月	大宮支店をさいたま支店に名称変更。 農林水産大臣より、横浜商品取引所(合併により現・東京穀物商品取引所)農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
平成13年 8月	沼津支店開設。
平成13年11月	許可更新。
平成14年 4月	名古屋支店開設。
平成14年 8月	銀座支店開設。
平成15年 2月	名古屋中央支店及び盛岡支店開設。 大阪支店移転。
平成15年 9月	金融庁・農林水産省・経済産業省より、商品投資販売業の許可を受ける。
平成16年 4月	盛岡支店廃止。
平成16年12月	沼津支店廃止。
平成17年 3月	大阪支店移転。 商品取引所法改正に伴い、農林水産大臣・経済産業大臣より商品取引員の許可を受ける。
平成17年 9月	さいたま支店・仙台支店・名古屋中央支店を廃止。
平成17年10月	経済産業大臣より、中部商品取引所 鉄スクラップ市場の商品取引員の許可を受ける。
平成17年11月	関西商品取引所 農産物 繭糸市場 福岡商品取引所農産物の市場会員を脱退。
平成17年12月	外国為替証拠金取引業務部門の分社化。
平成18年 4月	銀座支店廃止。
平成18年 6月	資本金を10億円に増資。
平成18年10月	新宿支店廃止。
平成19年 2月	渋谷支店廃止。

(3) 会社の目的

1. 商品取引所法に基づく各地商品取引所の取引員となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む）の売買及び取引の受託業務
2. 鉄・非鉄金属、貴金属類の加工及びこれらの地金、製品、宝飾品の売買、輸出入、売買の仲介及び売買取引の受託
3. 次の商品に関する売買、輸出入、売買の仲介及び売買取引の受託
 - ア. 穀物、砂糖、野菜、花等の農産物及びその製品
 - イ. 乾繭、生糸等繊維原料及びその製品
 - ウ. 木材、合板等林産物及び加工品
 - エ. ゴム及びその加工品
 - オ. 原油、ガソリン等石油製品
 - カ. 牛肉、豚肉、鶏卵等の畜産物
4. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業及び商品投資顧問業
5. 金融先物取引法に基づく金融先物取引業
6. 通貨の売買又は取次ぎ若しくは代理業務
7. 有価証券の売買及び外国為替の取引、それらの先物売買、受託、取次ぎ、仲介及び代理業
8. 前各号に付随する一切の業務

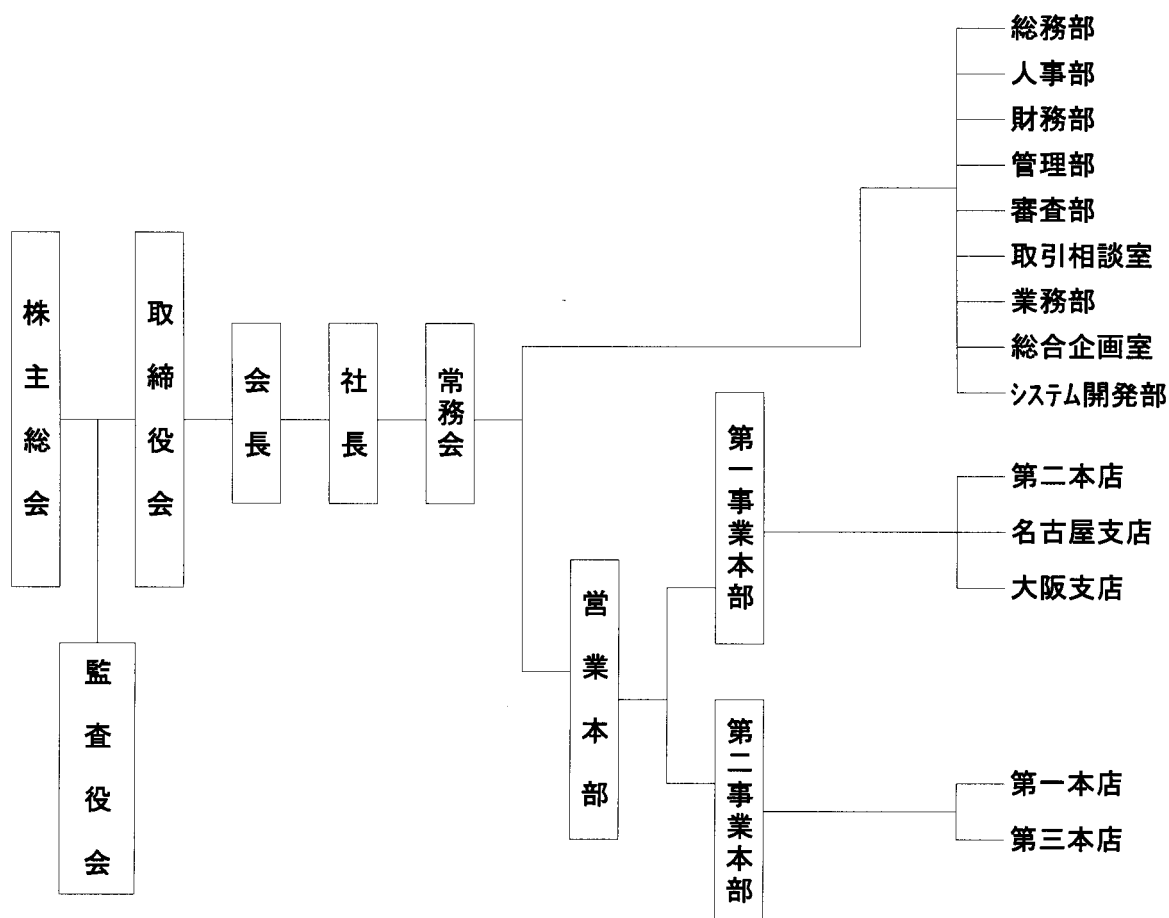
(注) 上記のうち___線部分の事業は現在行っておりません。

(4) 事業の内容

平成19年3月31日

①経営組織

当社の経営組織は次の通りです。



②業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の売買並びに先物取引(商品先物取引、現金決済取引、オプション取引、以下「商品市場における取引」という)について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下「受託業務」という)及び自己の計算に基づき執行する業務(以下「自己売買業務」という)を主たる業務としております。

業務の内容は次の通りです。

(a)主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より、「受託業務」の許可を受けております。

(許可番号:農林水産省指令「16総合第1870号」、経済産業省「平成17. 3. 16商第1号」)

市場名 取引所名	貴金属	石油	ゴム	農産物	鉄スクラップ	上場品目名
東京工業品取引所	○					金・銀・白金・パラジウム
		○				ガソリン・灯油・原油
			○			ゴム
東京穀物商品取引所				○		トウモロコシ・小豆・一般大豆・アラビカコーヒー 生糸 Non-GMO大豆・大豆ミール・ロブスタコーヒー
中部商品取引所		○				ガソリン・灯油・軽油
					○	鉄スクラップ

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。

自己売買業務が上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b)従たる業務

商品投資販売業

(5) 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区銀座三丁目14番13号	03-3543-8181
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄二丁目2番17号	052-222-8011
大阪支店	大阪府大阪市中央区本町二丁目3番8号	06-6267-8181

(6) 財務の概要（平成19年3月決算期）

(a) 資本金	1,000,000千円
(b) 純資産額 *1	2,499,870千円
(c) 総資産額	6,319,467千円
(d) 営業収益	2,372,117千円
（うち、受取委託手数料）	2,479,858千円
(e) 経常損失	1,289,073千円
(f) 当期純損失	1,006,865千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同施行規則第38条の規定により算出しております。

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております

(7)発行済み株式総数

発行済株式の総数 10,490,000株(平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

(8)主要株主名(上位10名)

(単位:千株)

氏名又は名称	所有株式数	持株比率
那須 睦子	1,539	14.7%
島津 嘉弘	1,458	13.9%
大山 和美	811	7.7%
河内 源八郎	652	6.2%
従業員持株会	614	5.9%
平川 政人	508	4.9%
野村 嘉久	426	4.1%
切山 弘	408	3.9%
上野 靖雄	403	3.8%
中村 鉄太郎	359	3.4%
計	7,178	68.5%

(注) 千株未満は切り捨てて表示しております。

(9) 役員 の 状 況

平成19年3月31日現在
(単位:千株)

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有株式数
代表取締役会長	島津 嘉弘 昭和13年 6月21日	1,458
	上野 靖雄 昭和20年 3月29日	403
専務取締役 (総務部・財務部 ・システム開発部担当)	平川 政人 昭和23年 9月25日	508
専務取締役 (営業担当)	中村 鉄太郎 昭和26年 3月24日	359
取締役 (業務部・総合企画室担当)	加賀屋 隆 昭和27年 3月 9日	237
取締役 (第一事業本部長)	堀川 貢司 昭和32年 5月28日	100

(単位:千株)

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有株式数
取締役 (第二事業本部長)	高山 信一 昭和22年7月26日	40
常勤監査役	小松 利壽 昭和13年 9月17日	10
常勤監査役	伊井 弘明 昭和18年10月 9日	
非常勤監査役	上浦 隆 昭和32年 2月 23日	
計	10名	3,115

(10) 従業員の状況

平成19年3月31日現在

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	155人	142人	13人	95人	60人
平均年齢	36.9才	37.5才	29.8才	33.6才	41.3才
平均勤続年数	7.5年	7.7年	5.4年	6.3年	11.2年
外務員数	123人	122人	1人	94人	29人

2、営業の状況

(1) 営業方針

平成17年5月の商品取引所法改正から既に2年が経過しようとしています、当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれています。

特に営業活動における制限は、それまでの営業常識とされた「販売は断られてから始まる」という営業の意識を180度転換するものとなりました。

法改正以降、営業においては、会議・研修等を通じて意識改革に全力を挙げて周知徹底を図ってまいりました。徐々にではありますが、これまでの浸み込んだ旧態然とした営業感覚を払拭しつつあります。今後とも、新たな意識を植え付けた営業活動を行なうよう全社員一丸となって邁進いたします。

今年度の営業方針は「顧客との一体化」をメインスローガンに掲げております。顧客本位主義による共存共栄の精神を全社員共有する企業として進んでまいります。

いま、顧客との信頼関係の構築が、すべての日本企業に求められている中、時代に必要とされる企業として新日本商品は、日本経済発展のため、社会の公器として企業活動を推し進めてまいります。

そのため経営基盤の安定を目指し、平成18年11月から年度末にかけて人員削減を行い組織体系のスリム化を図りました。またこれに並行して支店の統廃合及び、不動産売却、そして今年度になってからの中部大阪商品取引所の脱退など経営コスト削減に努めております。

今後はより一層、コンプライアンスの周知徹底を図り、そしてリスク管理体制の見直しを推し進めてまいります。そして当社が永年培ってきた対面営業の長所を最大限に活かし、緻密な接客を心がけ、信用情報産業の一員として立脚できるよう、社内外の研修を通じて企業人としての質を高め、信頼される人材の育成に努めます。

将来には全社員の念願とする証券業参入を視野に入れ、金融総合企業へと成長し、社会貢献と業界発展に寄与すべく一層の信頼確保に努力いたします。

(2) 当社及び当業界を取り巻く環境

日本経済は緩やかながら長期にわたる成長を続けています。しかし商品先物取引業界においては、2年前の商品取引所法改正以降、商品取引所の合併や商品取引員の統廃合が進み、厳しい状況が続いており、商品取引員経営の明暗が分かれるところになっています。

さらに制度として、平成19年度中には、商品取引所法施行規則（省令）と委託者保護ガイドラインの改正が予定されており、より一層、顧客の立場での営業経営が求められます。当社としては、すべての法令に真摯な姿勢で積極的に対応していく所存です。

現在、世界規模での市場間競争が激化している中、東京工業品取引所においては、グローバル・スタンダード市場としてプロの市場化を目指すとともに、損失限定を取り入れた金ミニ取引を立ち上げ、個人投資家の拡充を図ろうとしています。

国内では総合取引所構想が打ち出され、法施行法改正による制度整備や、東工取の株式会社化、国際的にはシカゴ商品取引所（CBOT）とシカゴ商業取引所（CME）の大型合併などによって、商品業界全体が揺らいでいる状況の中においても、世界的に石油関連商品が高騰し、その代替エネルギーとしてエタノール需要増大によって穀物がクローズアップされるなど、個々の商品を見る限りこれからも商品先物市場は魅力ある市場となっています。

当社としてはこれを企業チャンスと捉え、チャレンジして行きます。当然のことながら、徹底した法令遵守のもとでの委託者保護に万全を期し、安定した経営を目指した改革を推し進め、社会貢献と業界発展に寄与していく所存です。

(3) 営業の経過及び成果

①受取手数料部門

委託手数料の自由化や法改正によって、商品先物取引業界を取り巻く環境は劇的に変化しておりますが、依然として厳しい状況が続いております。

その結果、委託売買高は 668,750 枚（前年比 62.1%減）と減少し、委託手数料も 24 億 7,742 万円（前年比 50.8%減）となりました。

②売買損益部門

ディーリングの規模を縮小したことにより、全体的に昨年より割合が低くなっています。その中で、石油市場、貴金属市場では損失を計上したものの、農産物市場においては、昨年のマイナスからプラスへと転じ、ゴム市場もプラスになりました。全体としては昨年よりも大きく改善したものの、9,378 万円の損失となりました。

以上の結果、当期の営業収益は、23 億 7,211 万円（前年比 54.2%減）でした。また、経費の削減により、営業費用は 37 億 5,517 万円（前年比 33.6%減）となりましたが、営業損失 13 億 8,305 万円（前期は営業損失 4 億 8,000 万円）、経常損失 12 億 8,907 万円（前期は経常損失 4 億 8,732 万円）、当期純損失 10 億 686 万円（前期は当期純損失 6 億 4,222 万円）となりました。

事業年度における受取手数料及び損益は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 6 6 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物市場	461,941
ゴム市場	77,548
石油市場	380,969
貴金属市場	1,556,935
鉄スクラップ市場	30
合 計	2,477,425

- (注) 1. 商品ファンド販売手数料は、2,432 千円であります。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期別	第66期 (自平成18年4月1日) (至平成19年3月31日)	
	商品先物取引		
農産物市場			65,830
ゴム市場			3,532
石油市場			-76,970
貴金属市場			-86,180
鉄スクラップ市場			—
合計			-93,788

- (注) 1. 自己の未決済取引に係る評価損益は、-13,952千円であります。
2. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
3. 消費税は含まれておりません。
4. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別 内訳	第66期 (自平成18年4月1日) (至平成19年3月31日)		
		委託	自己	合計
商品先物取引				
農産物市場		199,875	29,197	229,072
ゴム市場		41,994	5,906	47,900
石油市場		191,535	18,968	210,503
貴金属市場		235,318	26,644	261,962
鉄スクラップ市場		28	—	28
合計		668,750	80,715	749,465

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また、受け渡しによる決済数量は含まれておりません。

(4) 対処すべき課題

法令順守と訳されるコンプライアンス意識の徹底は、教育研修を行ったから良いというものでは決してありません。会議・研修・営業活動等あらゆる場において、その都度、繰り返し言って初めて意識に植え込まれ行動に現れるようになります。

今後、商品先物取引の営業において、コンプライアンス意識の重要性は極めて高くなります。当社においても、それに適応した社員の育成とその指導成果が、企業として問われております。当社の社員教育は今後、法令遵守に留まらず、一社会人としての資質向上に常日頃から努めてまいります。

苦情は、顧客との信頼関係が崩れたときから始まります。苦情撲滅のため、信頼され、品格ある社員の育成が急務と考え、その質的向上に会社として全力を挙げます。

また、当面の経営課題として、証券業への参入を目標としております。昨年度より取り組んできた経営合理化に基づく経費削減策も功を奏し始めておりますが、証券業参入には経営コストが膨らむことを考えると、より一層の経費削減と顧客の信頼関係に立脚した業績向上が求められます。全社員の念願でもあります証券業参入を目指し、「一体化して攻めの年」のスローガンの下、顧客との一体化、内外勤の一体化、上下の一体化によって、新日本商品を商品先物業界のエクセレント・カンパニーとして評価される企業にすべく邁進いたします。

(5) 受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、新日本商品株式会社(以下、当社という)が委託者に対する受託業務の適正な運営及び管理について必要な事項を定める。

(顧客管理体制)

第2条 当社は受託業務管理に係る責任の所在を明確にし、受託業務管理規則(以下、管理規則という)の実際的な運営が可能となる管理体制を整備する。

- ① 管理規則の制定及び改正は、受託業務に係る経営上の責任を明確にする為、取締役会の決議を経て行う。
- ② 受託業務管理を総括する総括責任者を置き、管理部門の執行役員が担当する。
- ③ 総括責任者を補佐するため副総括責任者を置き、管理部門の部長が担当する。
- ④ 総括及び副総括責任者を補佐するため、各店毎に専従の管理部門の担当者を置く。管理部門とは、管理部、審査部、取引相談室の担当者をいう。
- ⑤ 管理部門の担当者は総括責任者の指示の下、営業活動に於ける法令諸規則の遵守状況をチェックし顧客の適合性等を審査する。又、社内監査を行い、営業部及び業務部の指導・監督をする。
- ⑥ 管理部は顧客の現状理解度、資産状況等の調査を行い実態掌握に努め、苦情等について事情を聴取する他、必要に応じて資金の裏付けとなる証拠書類等の提出を求める。
- ⑦ 適合性審査をより厳格なものとする為、審査部を設置する。審査部は、新規委託者審査、経験者認定審査、投資可能資金額変更審査、保護措置期間における一定取引量変更審査及び保護期間を経過した顧客の一定取引量制限解除の審査を主な職務とする。

(勧誘行為の意思確認)

第3条 勧誘に先立っては顧客に対し、会社の商号、外務員氏名、商品先物取引についての勧誘である旨の告知すべき事項を告げた上で、その勧誘を受ける意思の有無を確認する。なお、顧客に告知したことの

記録として、告知した顧客の氏名、告知した日時・場所を、告知した登録外務員(以下、外務員という)が所定の書面に記録する。

- 2 前項の記録書面は、取引に至った顧客にあっては取引終了後3年間保存する。
- 3 商品先物取引の勧誘を受ける意思のない者及び委託をする意思のない者に対する再勧誘の防止を実効あるものとする為、再勧誘を受けたくない旨の申し出のあった顧客については「電話発信規制」の手続きを行う。
- 4 迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘とならないよう、顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合を除き、午後10時から午前8時までの時間帯、顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘、顧客に対して威迫し困惑させ不安の念を生じさせるような勧誘、又顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘は行わない。

(契約締結時の説明義務と手続き等)

第4条 商品先物取引の委託の勧誘を受ける旨の意思表示をした顧客に対しては、勧誘に先立って商品取引所法(以下、「法」という)第217条第1項に規定する書面(以下、「委託のガイド」という)を交付する。当該書面の交付は顧客に対して直接手交するか郵送によってなされるものとする。

- 2 法第218条第1項の説明にあたって、外務員は顧客に対して「委託のガイド」を用いて、法第217条第1項第1号から第3号までに規定する商品先物取引の仕組み・損失リスク等を説明して顧客の理解を書面で確認した後、法第217条第1項第4号に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という)第104条に定める事項について説明し、顧客の理解を書面で確認しなければならない。

施行規則104条1項5号(取引本証拠金、取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金)同1項6号(委託手数料の額及び徴収の時期)同1項7号(禁止行為の概要等)

- 3 外務員は顧客の属性に関する情報及び商品先物取引の仕組み、損失リスク等の理解度状況を把握する為、顧客の申告に基づき「口座開設申込書をご記入いただく前に」及び「口座開設申込書」を受領する。
- 4 受託審査については、「理解度確認書」を用いて顧客の適合性を審査すると共に、その審査結果を審査部に報告し副総括責任者の許可を求める。副総括責任者が不在の場合は、総括責任者の許可を求める。
- 5 取引に至った顧客についての記録の整備及び保存を次の通り決める。前項

の「理解度確認書」、別紙「新規顧客に係る管理部見解」及び受託の適否に係る審査部の「新規顧客に係る審査書」を取引終了後3年間保存する。

(適合性等の審査)

第5条 当社は次の各号に該当することが判明した時は、商品先物取引の新規契約に係る委託の勧誘及び受託を行わない。但し、第8号については管理規則第7条第4項に準拠する。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害者
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 商品先物取引を借入れにより行なおうとする者
- ⑤ 恩給、年金、退職金、保険金等により主として生計を維持する者

「主として生計を維持する」とは、収入の過半を占める場合をいう

- ⑥ 年収500万円未満の者
 - ⑦ 75歳以上の高齢者
 - ⑧ 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を希望する者
 - ⑨ 過去に恣意的に紛争を惹起した者、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れのある者
 - ⑩ その他、明らかに商品先物取引を行うにふさわしくない者
- 2 顧客又は家族の申出等により適合性に疑念が生じた時は、勧誘の段階にあっては勧誘を中止し、取引の段階にあっては新たな取引の受託を差し控える等の措置をした上で速やかに顧客の適合性を再調査し、適合性がないと判明した時は解約等の措置を講ずる。
- 3 商品先物取引の未経験者で70歳以上の高齢者については、損失を被っても生活に支障のない投資可能資金額が設定されているか、取引の仕組みやリスクを理解しているか等十分配慮して管理するものとする。
- 4 顧客の適合性を次の通り審査する。
- ① 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に該当するかどうかの判断を行なう為、外務員は「投資可能資金額」等の説明を別紙（口座開設申込書をご記入いただく前に）により行ない、顧客に確認を求める。又、顧客情報を的確に把握する為の書面（以下、「口座開設申込書」という）を顧客から受領し、当該顧客の

属性の把握に努める。これらの書面等に基づく管理部及び審査部の適合性審査において受託の適否を求める。

- ② 審査においては、顧客に面談或いは電話にて、「理解度確認書」により商品先物取引の仕組み、損失リスク、不当勧誘、禁止行為等の調査をし、顧客に理解度確認を求めると共に、「口座開設申込書」の内容から顧客の知識、経験、資産状況等について顧客の適合性等を審査する。その受託審査の記録は、別紙の「新規顧客に係る管理部見解」及び「顧客カード」の受託審査欄に審査判断等を明記する。
- ③ 上記の適合性審査が終了し総括又は副総括責任者の許可があるまでは、約諾書の差し入れ、取引証拠金等の受領及び取引に係る委託の売買注文を受けてはならない。
- ④ 受託の許可のあった顧客については、取引の為の熟慮期間を設けるものとし、当日の建玉は行わない。
- ⑤ 口座開設申込書は、次の事項について顧客に直接記入を求める。

イ 氏名、住所及び電話番号等、生年月日、性別、届印

ロ 職業、勤務先等

ハ 家族構成

ニ 情報収集手段

ホ 病気の有無

へ 投資経験の有無とその程度

ト 投資可能資金額

チ 収入

リ 金融資産額（有価証券、預貯金等）

ヌ 説明を受けた日及び場所、説明をした外務員氏名

- 5 新規口座開設時に外務員は顧客より証明書類の呈示を求め、本人確認を行う。本人確認済みの顧客との取引については、本人特定事項の真偽に疑いがある場合を除き再度の本人確認は不要とする。

本人確認記録の作成・保存は次の通り行う。

- ① 本人確認記録を作成し、取引が行われた日から7年間保存する。
- ② 本人確認記録は、日付、取引の種類、本人特定事項、担当者名・役職、確認書類、確認方法、管理部の担当者印等を記載する。証明書類の写しの送付等を受けたときは、その写しを保存する。
- ③ 本人特定事項に変更等があった時は、その内容を付記し、旧記録を消去してはならない。

(顧客カードの整備)

第6条 当社は商品先物取引を行おうとする顧客について、口座開設申込書及び顧客との接触で知り得た情報に基づき、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- ① 氏名、住所、生年月日、職業
 - ② 収入、金融資産額、投資可能資金額
 - ③ 投資経験の有無とその程度
 - ④ 受託審査欄
 - ⑤ その他、必要と認められる事項
- 2 顧客カードは外務員が所要の事項を記入し、管理部門の顧客審査面談者が受託審査欄に審査判断等を明記後、総括責任者に提出する。
 - 3 顧客カードは総括責任者及び各店の管理部の担当者の下に備え付ける。但し、管理部の担当者に於いては、その控えを備え付ける。
 - 4 顧客カードに記載した情報に変更があったと判明した時は、その都度備え付けてある顧客カードに追加又は訂正を加える。
 - 5 取引に至った顧客にあっては、顧客カードは取引終了後3年間保存する。但し、本規則実施日(平成17年5月1日)以前の既存顧客にあっては、取引が行われた日から7年間保存する。

(顧客に対する保護措置等)

第7条 商品先物取引は証拠金取引でハイリスク・ハイリターンな取引である為、商品先物取引未経験の顧客等、過去3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験があると証明出来ない顧客については、原則取引期間が延べ90日間経過するまで「未経験者」として取り扱い、「保護措置期間」を設ける。但し、商品先物取引の経験が直近の3年以内に延べ90日以上あることが証明された顧客は、当該証明がなされた日より「経験者」として取り扱う。

- 2 取引を行う顧客については、「投資可能資金額」の申告を求めその範囲内での取引を行う。投資可能資金額とは顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を理解した上で、損失を被っても生活に支障のない差入れ可能な資金総額を言うが、損金が発生した場合は投資可能資金額から損金を控除した額を投資可能資金額とする。
- 3 保護措置期間の顧客は、自ら申告した投資可能資金額の1/3を一定取引量(本証拠金をいう)の目安とする。保護措置期間の顧客には一定取引量を超える取引の勧誘をしない。但し、顧客が一定取引量を超

える取引を希望する場合で、商品先物取引に習熟していると認められる顧客の場合は例外とする。この場合、未経験者保護のため取引量制限の措置が設けられていること及び例外の要件を理解し、要件を満たすことを確認する本人自筆の申出書があること及び当該顧客が商品先物取引に習熟していることを管理部門が客観的に確認し、総括責任者が決裁した者であることを要件とする。

- 4 顧客が投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を希望する場合は、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び当該申告額の裏付けとなる資産を持っていること、又、自らが適合性原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の対象者であることを理解し、例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の本人自筆の申出書等があることを管理部門が確認し、総括責任者が決裁した者であることを要件とする。
- 5 前項及び第3項についての決裁は、総括責任者が不在の場合は臨機の措置として副総括責任者が代理する。

(売買取引の記録等)

第8条 売買注文を受けた際は、売買注文伝票に記載した受注内容等を業務日誌及び管理者日誌に記録するものとする。

- 2 管理部は残高照合通知書を毎月一回以上発行し、返送された残高照合回答書を保存する。又、営業部及び管理部は顧客訪問時にその時点の残高照合通知書で取引の内訳を説明して記載の通り相違ない旨の確認を求め、その控えを回収する。

(不正資金の流入防止)

第9条 当社は顧客の横領等による不正資金の流入を防止する為、必要な管理措置を講ずる。

- 2 公金出納取扱者、金融機関等において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取り扱っている顧客が、申告した投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を希望する場合は、管理規則第7条第4項に準拠する。
- 3 前項に付き、総括責任者が決裁した当該顧客の資産を証明する申出書の内容に疑問が生じた場合は、改めて管理部は当該顧客の資産について調査を行い、自己資産を超えていることが判明した場合は追

加資金の入金を断ると共に既存の建玉を速やかに決済するよう当該顧客に要請する。

- 4 不正資金の流入防止の為の調査をした時は、その調査に係る記録を作成し、これを7年間保存する。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第10条 印刷物広告に係る社内管理責任者は、総合企画室の担当役員が担当する。実施に先立って社内審査を行い下記に該当する広告を行わない。

- ① 商業道徳もしくは取引信義則に反するもの、又は品位を損なうもの。
- ② 商品取引所法その他の法令等に違反する表示のあるもの。
- ③ 広告の内容が誇大又は当社の業務内容を正しく表示していないもの。
- ④ 商品先物取引又は商品ファンド、その他の金融商品又は資産運用商品の説明に関する広告を行う時は、それぞれの商品性の違いについて顧客の誤解を招く恐れのあるもの。
- ⑤ 個別商品の相場観と係わる表示について、利益を生じる事が確実であると誤解させるべき断定的又は刺激的な表示のあるもの。
- ⑥ 行政官庁、又はその他の公的機関が当社を推薦し、その広告を保証しているかのような誤解を与える恐れのあるもの。

(その他の管理措置)

第11条 上記に掲げる措置のほか、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては商品取引所法、施行規則、受託契約準則、日商協の自主規制規則「受託等業務に関する規則」、及びその他関係諸規則に定める禁止行為をしてはならない。

- 2 顧客の自己責任意識を高める為、担当外務員が不在の時の問い合わせ先についても説明する。
- 3 外務員の資質向上の為、適宜トラブルの事例や受託契約準則等に関する周知徹底を図る。
- 4 不正行為が認められた時は、別紙の制裁規定により懲罰委員会の決議に基づき関係者に対して厳正な処分を行う。

(取引本証拠金の額)

第12条 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。但し、相場の状況等により当社

が必要と判断する場合には、取引本証拠金の額を一定額増加することがある。

- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は、管理部門担当の総括責任者とする。その内容については社内に徹底すると共に、その記録を3年間保存する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第13条 この規則は日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更した時も同様とする。

附 則

本規則は、平成17年4月15日に改正し、平成17年5月1日より実施する。

本規則は、改正商品取引所法に伴い平成17年7月1日より実施する。

本規則を一部改正し、平成18年7月10日より実施する。

本規則を一部改正し、平成19年1月22日より実施する。

本規則を一部改正し、平成19年2月26日より実施する。

本規則を一部改正し、平成19年3月12日より実施する。

(6) 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
240名	41名	155名	126名

(7) 委託者に関する事項

期首	新規委託者数	期末 委託者数
883名	747名	706名

(8) 苦情・紛争に関する事項

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	9	7			2
取引に係るもの	37	22		5	10
取引終了時に係るもの	3			2	1
その他に係るもの	7	7			
合計	56	36		7	13

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの					
取引に係るもの	3	2		1	1
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合計	3	2		1	1

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

(9) 訴訟に関する事項

(1) 平成18年度中の係争

今年度中における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により当社が委託者に対して訴訟を提起したものが1件、また、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが8件あり、現在係争中の訴訟は11件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
26件	4件	11件	11件

(2) 平成18年度中の判決

1. 元顧客が、当社に対して断定的判断の提供があったとして210万4千円の損害賠償請求訴訟（平成17年4月1日提訴）について平成18年7月5日に判決。
元顧客に対して、請求を棄却する判決を下した。
2. 当社が、元顧客に対して帳尻差損金944万6千円の支払いを求めた帳尻差損金請求訴訟（平成15年5月1日提訴、平成16年12月17日反訴）について平成18年11月21日に判決。
新規委託者に対して過当売買があったとして、裁判所は当社に損金の3割7分を支払うよう、また、元顧客には帳尻差損金として803万7174円を支払うよう判決を下した。
3. 元顧客が、当社に対して無意味な反復売買があったとして2924万8600円の損害賠償請求訴訟（平成17年4月21日提訴）について平成19年1月30日に判決。
習熟義務違反等があったとして、裁判所は当社に損金の6割6分を支払うよう判決を下した。
4. 元顧客が、当社に対して極端な過当取引があったとして2億円の損害賠償請求訴訟（平成17年8月22日提訴）について平成19年3月27日に判決。
新規委託者保護義務違反等があったとして、裁判所は当社に損金の5割を支払うよう判決を下した。

経理の状況

①貸借対照表

平成19年3月31日

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,835,817	流動負債	3,381,011
現金及び預金	1,899,707	短期借入金	463,293
預託金	183,500	1年以内に償還予定の社債	160,200
委託者未収金	72,661	預り証拠金	2,427,122
保管有価証券	249,472	未払金・未払費用	250,643
差入保証金	1,303,220	その他の流動負債	79,751
委託者先物取引差金	873,894		
繰延税金資産	19,531	固定負債	453,814
未収入金	137,603	社債	329,700
その他の流動資産	102,930	退職給付引当金	98,975
貸倒引当金	△ 6,701	繰延税金負債	5,289
		商品取引責任準備金	19,849
固定資産	1,483,649	負債合計	3,834,826
有形固定資産	180,978	純資産の部	
建物	122,611	株主資本	2,476,930
車両両	17,756	資本金	1,000,000
器具及び備品	33,851	利益剰余金	1,575,278
土地	6,758	利益準備金	164,452
無形固定資産	45,378	その他利益剰余金	1,410,826
のれん	16,021	任意積立金	2,066,500
電話加入権	29,356	配当平均積立金	52,450
		役員賞与積立金	75,000
投資その他の資産	1,257,292	事業拡張積立金	200,000
投資有価証券	26,850	繰越利益剰余金	△ 983,123
子会社株式	300,000	自己株式	△ 98,348
出資金及び加入金	255,300		
長期未収債権	181,472	評価・換算差額等	7,710
長期差入保証金	537,702	その他有価証券評価差額金	7,710
長期貸付金	31,690		
その他の投資	68,097	純資産合計	2,484,641
貸倒引当金	△ 143,819	負債・純資産合計	6,319,467
資産合計	6,319,467		

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してある。

②損益計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,372,117
受 取 手 数 料 収 入	2,479,858	
売 買 損 益	△ 107,740	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,755,174
営 業 損 失		1,383,056
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 割 引 料	780	
そ の 他	179,524	180,305
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 及 び 割 引 料	42,088	
そ の 他	44,233	86,322
経 常 損 失		1,289,073
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入	12,011	
商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	327,557	
固 定 資 産 売 却 益	126,892	
そ の 他	109,468	575,929
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	48,933	
固 定 資 産 除 却 損	23,462	
原 状 回 復 費	26,916	
減 損 損 失	15,360	
そ の 他	19,006	133,678
税 引 前 当 期 純 損 失		846,822
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		30,298
法 人 税 等 調 整 額		129,744
当 期 純 損 失		1,006,865

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してある。

③株主資本変動計算書

自 平成 18年 4月 1日
至 平成 19年 3月 31日

新日本商品株式会社

(単位：千円)

	株主資本										純資産 合計		
	資本金	利益 準備金	利益剰余金						自己 株式	株主資 本合計		評価・換算差額 その他有価証券 評価差額金	
			その他利益剰余金										
			任意 積立金	配当平均 積立金	役員賞与 積立金	事業拡張 積立金	繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
前期末残高	615,850	153,962	2,766,500	104,900	75,000	200,000	△ 229,167	△ 229,167	3,071,194	—	3,687,044	10,319	3,697,364
当期変動額													
剰余金の配当(注1)			△ 104,900						△ 104,900		△ 104,900		△ 104,900
当期純損失									△ 1,006,865		△ 1,006,865		△ 1,006,865
自己株式の取得										△ 98,348	△ 98,348		△ 98,348
任意積立金の 資本金への振替(注1)	384,150		△ 384,150						△ 384,150		—		—
欠損金の填補(注1)			△ 252,910					252,910	—		—		—
任意積立金の配当 平均積立金への振替(注1)			△ 52,450	52,450					—		—		—
準備金の積立(注1)		10,490	△ 10,490						—		—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												△ 2,609	△ 2,609
当期変動額合計	384,150	10,490	△ 700,000	△ 52,450	—	—	△ 753,955	△ 1,495,915	△ 98,348	△ 1,210,113	△ 2,609	△ 2,609	△ 1,212,723
前期末残高	1,000,000	164,452	2,066,500	52,450	75,000	200,000	△ 983,123	1,575,278	△ 98,348	2,476,930	7,710	2,484,641	

(注1) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

(注) 記載総額は、千円未満を切り捨てて表示してある。

④ 個別注記表

計算書類作成の基本となる重要事項の注記

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) 子会社株式

移動平均法による原価法

(b) その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法

(c) 保管有価証券は商品取引所法施行規則第39条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券 額面金額の 80%～85%

社債(上場銘柄) 額面金額の 65%

株券(一部上場銘柄) 時価の 70%相当額

倉荷証券 時価の 70%相当額

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産については3年間で均等償却しております。

無形固定資産…定額法

(3) 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(b) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(c) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(d)賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるための引当で、当期に負担すべき支給見込み額を計上しております。

(4)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計処理方法の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、2,484,641 千円であります。なお、当期における貸借対照表の純資産の部のついては、財務諸表規則の改正に伴い、改正後の財務諸表規則により作成しております。

貸借対照表等に関する注記

1 イ.担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産の内訳

定期預金	1,670,378 千円
投資有価証券	15,850 千円
合計	1,686,228 千円

対応する債務の内訳

短期借入金	463,293 千円
1年以内に償還予定の社債	160,200 千円
社債	329,700 千円
合計	953,193 千円

ロ.預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券	249,472 千円
合計	249,472 千円

ハ.分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は23,269千円であります。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は734,000千円であります。

2 有形固定資産の減価償却累計額 160,494 千円

3 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として各種コンピューター、通信機器及び車両があります。

4 保証債務 1,760 千円

5 委託者未収金のうち、無担保未収金は、137,691千円であります。また、発生から1年を経過しているものは、130,369千円あります。なお、投資その他の資産の部に計上されているものは、181,472千円あります。

6 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第 221 条の規定に基づくものであります。

7 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものです。

8 1株当り当期純損失 98 円 82 銭

損益計算書に関する注記

1 受取手数料の内訳

商品先物取引	2,477,425 千円
商品ファンド販売手数料	2,432 千円
合 計	2,479,858 千円

2 売買損益の内訳

商品先物決済損益	-93,788 千円
商品先物評価損益	-13,952 千円
合 計	-107,740 千円

⑤ このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率〔純資産額/リスク額×100〕	350%
(b) 純資産額資本金比率〔純資産額/資本金額×100〕	250%
(c)自己資本資本金比率〔自己資本/資本金額×100〕	248%
(d)自己資本比率〔自己資本/総資産額×100〕	39%
(e)修正自己資本比率〔自己資本/総資産額×100〕	54%
(f)負債比率〔負債合計額/純資産額×100〕	153%
(g)流動比率〔流動資産額/流動負債額×100〕	143%

平成19年8月29日
新日本商品株式会社

2007年版ディスクロージャー 正誤表

2007年版弊社ディスクロージャーの検証の結果、記述に誤りが認められました。

以下の正誤表をご参照ください。

関係の皆様へご迷惑をお掛け致しましたこと、深くお詫び申し上げます。

修正箇所	修正前(誤)	修正後(正)
P.11 (9)役員 の状況 役名及び職名	上野靖雄 (空欄)	上野靖雄 代表取締役社長